

『書式 告訴・告発の実務〔第六版〕』

目次

第1部 告訴・告発の基礎知識

第1章	告訴・告発実務の基礎	2
I	告訴・告発とはどのような制度か	2
1	告訴・告発制度の意味	2
2	告訴と告発の違い	3
3	告訴・告発と被害届の違い	4
4	告訴・告発の手續上の効果	4
5	親告罪の場合の告訴の重要性	5
6	告発または請求が訴訟条件とされている罪について	6
7	告訴・告発前の捜査は許されるか	6
II	告訴が備えるべき条件	8
1	告訴の主体	8
2	告訴の手續的要件	8
3	告訴の実質的要件	9
4	告訴能力の必要性	10
5	親告罪における告訴期間	10
6	代理人による告訴	11
III	告訴権者	11
1	被害者	12
2	被害者の法定代理人	13
3	被害者が死亡した場合の配偶者、直系親族、兄弟姉妹	13
4	被害者の法定代理人が犯人である等の特別な関係にあるときの 被害者の親族	14

目次

5	名誉毀損罪の場合の告訴権者の特則	14
6	告訴権者がいない場合の告訴権者指定の制度	15
IV	告訴期間の制限	15
V	告訴の取消し	16
1	告訴の取消しとは何か	16
2	取消権者	17
3	告訴の取消しの時期の制限	17
4	告訴取消しの効果	17
5	非親告罪の告訴取消し	17
6	「請求」についての準用規定	17
VI	告訴の効力の範囲——告訴不可分の原則	18
1	告訴不可分の原則	18
2	主観的不可分	18
(1)	原則	18
(2)	主観的不可分の例外	18
3	客観的不可分	19
VII	告発	19
1	告発権者および告発義務者	19
2	告発が有効になされる要件	20
3	告発の取消し	20
4	訴訟条件とされている告発への告訴不可分の原則の準用	21
VIII	告訴・告発はどのように行うか	21
1	告訴・告発は誰に対して、どのような形で行うか	21
2	告訴状・告発状の作成	21
3	告訴・告発を行う場所はどこか	22
4	告訴・告発の「受理」の重要性	23
IX	告訴・告発の準備	24
1	告訴・告発の要件を備えること	24
2	証拠の収集、保存の必要性	25
3	事前相談の活用	25

〔倉科直文（第六版・井窪保彦）〕

第2章	告訴状・告発状の作成と提出	26
I	告訴・告発の方式	26
II	告訴状・告発状の記載事項	26
1	告訴人・告発人の表示	27
2	被告訴人・被告発人の表示	28
3	犯罪事実	28
4	罪名・罰条	30
5	犯罪の背景事情や経緯等	30
6	犯人の処罰を求める意思表示	31
7	作成年月日（提出年月日）	32
8	告訴人・告発人または代理人の署名押印	32
9	提出先の表示	32
	【書式1】 告訴状基本例	32
III	告訴・告発にあたっての留意点	34
1	犯罪の成立について十分に説得性のある告訴状・告発状の作成を心がけること	35
2	犯罪捜査と民事的な被害の回復を区別すること	36
3	捜査機関からの要請には迅速に対応すること	38
4	その他	39
IV	告訴・告発後における告訴人・告発人の対応	39
1	捜査への協力	39
2	被告訴人と示談する場合の留意点	40
3	告訴の取消し	42
	【書式2】 告訴取消書例	44
4	不起訴の場合の対応	44
V	告訴・告発が違法とされる場合（不当告訴・告発）	46
1	虚偽告訴罪	47
2	損害賠償責任	47

〔井窪保彦〕

第3章

警察からみた知能犯罪に係る告訴・告発の現状と問題点 49

- I 統計的資料に基づく現状と問題点 49
 - 1 統計的資料に基づく告訴・告発の受理・処理の現状 49
 - 2 警察における告訴・告発についての考え方 51
- II 告訴・告発の受理上の留意点 51
 - 1 受理・不受理の判断 52
 - (1) 告訴等の要件 52
 - (2) 資料提出要求 53
 - 2 特異な告訴等の取扱い 55
 - (1) 犯罪事実が不明確な告訴等 55
 - (2) 申告時点で時効が切迫した告訴等 55
 - (3) 被告訴人等が不明・不詳の告訴等 55
 - (4) 口頭、電話・電報および郵送による告訴等 56
 - (5) 使者、代理人による告訴等 56
 - (6) 集団告訴 57
- III 告訴・告発の処理上の留意点 57
 - 1 処理上で特に留意すべき告訴等事件 57
 - (1) 犯罪の立証が困難な告訴等事件の処理 57
 - (2) 被告訴人等が所在不明または死亡の場合の事件処理 58
 - (3) 受理後非協力的となった告訴人等に対する対処 58
 - (4) 告訴・告発合戦に至っている場合の処理 59
 - 2 いくつかの犯罪類型 59
 - (1) 法人内部の職員の横領、詐欺、電子計算機使用詐欺 59
 - (2) 経営破綻した企業の役職員不正事案 60
 - (3) 金融機関からの融資等をめぐる不正事案 60
 - (4) 法人内部の役員等の対立が背景となっている事案 61
 - (5) 暴力団事件 62
- IV その他 63

1	告訴先捜査機関	63
(1)	警察へ申告相談すべきか検察へ申告相談すべきか	63
(2)	どこの警察本部、警察署に申告相談すべきか	65
2	告訴・告発事件と広報	67
3	告訴等事実に関する証明要求に対する措置	68
(1)	実質証明	68
(2)	形式証明	68
4	民事裁判所からの資料提出要求等に対する措置	68
(1)	文書の送付嘱託	69
(2)	文書提出命令	69
5	告訴人・告発人の代理人に求めたいこと	69
(1)	告訴・告発の準備	69
(2)	告訴・告発相談	70
(3)	告訴・告発受理後	70
V	おわりに	70
	〔表1〕 令和3年中の認知件数および告訴・告発を端緒とする認知件数（刑法犯）	72
	〔表2〕 認知件数、告訴・告発を端緒とする認知件数および検挙件数の年別推移（全刑法犯および知能犯：平成13年～令和3年）	73
	〔図1〕 全刑法犯の認知件数および告訴・告発を端緒とする認知の件数の年別推移（平成13年～令和3年）	74
	〔図2〕 知能犯の認知件数および告訴・告発を端緒とする認知の件数の年別推移（平成13年～令和3年）	75
	〔貴志浩平（第六版・田尾啓一郎）〕	

第2部 具体的事犯における 告訴・告発の実務

第1章	商取引における犯罪	78
I	商取引における信頼の保護	78
II	詐欺罪	79
1	総説	79
2	欺く行為	79
(1)	消極的な欺く行為	79
(2)	日常商取引と欺く行為	80
3	欺く行為の相手方	82
4	錯誤	82
5	錯誤に基づいて財物を交付させること	82
6	損害の発生	84
III	横領罪	85
1	総説	85
2	客体	86
3	領得行為	87
4	業務上横領罪	87
IV	告訴状の書式例	89
1	詐欺罪	89
(1)	公文書偽造・同行使・詐欺の事例	89
	【書式3】 告訴状の記載例	89
(2)	処分権限のない土地について、処分権限があるように装って 担保に入れ、借入金名下に現金を騙取した事例	91
	【書式4】 告訴事実の記載例	91
(3)	取込み詐欺の事例	92

【書式5】 告訴事実の記載例	93
2 横領罪	93
(1) 売却代金を着服した事例	93
【書式6】 告訴事実の記載例	94
(2) 所有地を売却後、買主に移転登記をしないうちに第三者に 抵当権設定登記をした事例	94
【書式7】 告訴事実の記載例	94

〔倉科直文（第六版・寺島秀昭）〕

第2章	役職員の不正行為	96
I	はじめに	96
II	窃盗罪	97
1	総説	97
2	客體	98
3	窃取	98
4	不法領得の意思	99
III	横領罪	99
IV	背任罪	100
1	総説	100
2	行為の主体	100
3	任務違背行為	101
4	図利・加害目的	102
5	財産上の損害	103
V	告訴状の書式例	104
1	窃盗罪——勤務先会社の倉庫から冷凍食品を盗んだ事例	104
	【書式8】 告訴状の記載例	105
2	業務上横領罪	108
(1)	経理担当者が銀行の払戻金を着服した事例	108
	【書式9】 告訴状の記載例	109

(2) 宝飾品の修理加工員が預かり商品を入質等して横領した
事例 112
【書式10】 告訴事実の記載例 112
(3) 会社役員が不動産買付資金を横領した事例 113
【書式11】 告訴事実の記載例 113
3 背任罪——信用組合の理事長が不正貸付をした事例 113
【書式12】 告訴事実の記載例 113
〔倉科直文（第六版・井窪保彦）〕

第3章 金融商品取引法違反の罪 115

I 総論 115
1 金融商品取引法の目的と罰則の概要 115
(1) ディスクローチャーの違反 115
(2) インサイダー取引 115
(3) 相場操縦、風説の流布・偽計・暴行脅迫 116
(4) 無登録業、市場の無免許開設 116
(5) 金融商品取引業者の不正行為 116
2 金商法違反の事件 116
3 証券取引等監視委員会 117
(1) 総説 117
(2) 証券監視委の概要 117
(図3) 証券監視委の活動 118
(図4) 証券監視委の組織 118
(3) 証券監視委への情報提供方法 119
〔表3〕 証券監視委の情報の受付状況 120
(4) 証券監視委の告発の実施状況 120
〔表4〕 証券監視委による告発の実施状況 120
4 課徴金制度 120
II 各論 121

1	有価証券報告書等虚偽記載罪	122
(1)	制度趣旨	122
〔表5〕	罰則の概要	123
(2)	構成要件と罰則	123
(3)	違法配当罪・特別背任罪との関係	124
(4)	事例	125
〔表6〕	有価証券報告書等虚偽記載罪の例	126
2	インサイダー取引規制	127
(1)	制度趣旨	127
(2)	構成要件	129
(図5)	会社関係者等によるインサイダー取引規制のポイント	130
(3)	罰則	141
(4)	事例	141
〔表7〕	インサイダー取引規制違反の例	142
3	相場操縦の罪	143
(1)	制度趣旨	143
(2)	構成要件	143
(3)	罰則	146
〔表8〕	相場操縦の例	147
(4)	事例	147
4	風説の流布等の禁止	148
(1)	制度趣旨	148
(2)	構成要件	148
(3)	罰則	149
〔表9〕	風説の流布・偽計・暴行脅迫の例	150
(4)	事例	151
III	告発事実の記載例	151
1	有価証券報告書等虚偽記載の罪	151
【書式13】	告発事実の記載例	151
【書式14】	告発事実の記載例	152

2	インサイダー取引規制	153
	【書式15】 告発事実の記載例	153
	【書式16】 告発事実の記載例	153
	【書式17】 告発事実の記載例	154
3	相場操縦の罪	154
	【書式18】 告発事実の記載例	154
	【書式19】 告発事実の記載例	155
4	風説の流布の罪	155
	【書式20】 告発事実の記載例	155
5	偽計の罪	156
	【書式21】 告発事実の記載例	156
	【書式22】 告発事実の記載例	157

〔飯田 岳〕

第4章 民事介入暴力 158

I	総論	158
1	民事介入暴力	158
2	民事介入暴力対策の必要性	159
3	民事介入暴力に対する対応手段	162
	(1) 暴力団対策法による措置	162
	(2) 暴力団排除条例等	165
	(3) 民事上の措置（仮処分等）	166
	(4) 告訴・告発	166
II	各論	167
1	民事介入暴力事案において成立する犯罪	167
2	恐喝罪	168
3	威力業務妨害罪	168
III	告訴状の書式例	170
1	恐喝罪	170

【書式23】 告訴状の記載例	170
2 威力業務妨害罪	172
【書式24】 告訴状の記載例	173

〔清水保彦〕

第5章

企業破綻の際の犯罪——破産法違反を中心として—— 177

I 総論	177
1 企業破綻に関連する犯罪と告訴・告発の必要性	177
2 破産法における処罰規定	178
(1) 債権者を害する行為	178
(2) 破産管財人等の義務違反	179
(3) 情報収集の妨害行為	179
(4) 破産管財人等に対する職務妨害行為	180
(5) 破産者等への面会強要行為	180
II 詐欺破産罪（破産法265条）における留意点	181
1 詐欺破産罪の概要	181
2 行為の主体と時期	182
3 故意および目的	182
4 行為の種類	183
(1) 債務者の財産の隠匿または損壊	183
(2) 債務者の財産の譲渡または債務の負担の仮装	183
(3) 債務者の財産の現状の変更による価格の減損	183
(4) 債権者に不利益な債務者の財産の処分または債務の負担	183
(5) 破産手続開始決定等後の債務者財産の取得	184
5 破産手続開始決定の確定との関係	184
III 告発状の書式例	185
1 詐欺破産罪（破産法265条1項4号——不利益処分）	185
【書式25】 告発状の記載例	185

2 詐欺破産罪（破産法265条1項1号——隠匿）	191
【書式26】 告発状の記載例	191
3 詐欺更生罪（会社更生法266条1項4号）	196
【書式27】 告訴状の記載例	196

〔小幡雅二〕

第6章 債権回収と犯罪 200

I はじめに	200
II 債権者の権利行使と恐喝罪等の成否	202
III 競売入札妨害罪・強制執行妨害罪等	206
1 はじめに	206
2 競売入札妨害罪	209
3 強制執行妨害罪	210
IV 告訴状・告発状の書式例	213
1 恐喝罪	213
【書式28】 告訴状の記載例	213
2 競売入札妨害罪	215
【書式29】 告発状の記載例	215
3 強制執行妨害罪	217
【書式30】 告発事実の記載例	218

〔清水保彦〕

第7章 独占禁止法違反の罪 219

I 公正取引委員会への事件の報告	219
1 一般人の報告	219
2 申告書の記載の仕方	220
【書式31】 申告書の記載例	221
II 公正取引委員会での報告の取扱い	223

1	公正取引委員会の調査義務	223
	〔表10〕 最近の審査事件処理状況（不当廉売事案で迅速処理されたものを除く）	226
	〔表10-1〕 法的措置件数	226
	〔表10-2〕 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数	226
	〔表10-3〕 課徴金納付命令の状況	227
	〔表11〕 公正取引委員会に寄せられた申告の件数	227
2	措置請求権の問題	227
3	申告の取扱い	228
	(1) 申告処理に係る申出の受付体制	229
	(2) 申告の処理に係る申出についての審理会の設置等	229
4	報告者に対する通知	230
Ⅲ	公正取引委員会による刑事告発	233
1	独占禁止法違反の罪	233
	(1) 実体的規定違反の罪	233
	(2) 確定排除措置命令等違反の罪	235
	(3) 両罰規定	235
	(4) 三罰規定	235
2	公正取引委員会の専属告発	236
3	告発に関する方針	237
4	犯則事件の調査	238
5	告発問題協議会	238
6	犯則調査権限	238
7	告発事件	239
8	「告発」における争点	242
	(1) 告発状の方式について	242
	(2) 差別的告発であるとの主張について	243
Ⅳ	課徴金制度	245
1	課徴金制度の趣旨	245
2	課徴金制度の改正	246

3	課徴金の賦課対象	247
4	不当な取引制限に対する課徴金の算定方法	247
	(1) 課徴金の対象行為	247
	(2) 課徴金の対象事業者	248
	(3) 課徴金の算定方法	249
	(4) 算定基礎の額の推計	254
	(5) 課徴金の割増	254
	(6) 課徴金の納付義務を負う者	255
5	支配型私的独占に対する課徴金の算定方法	255
	(1) 課徴金の賦課対象	255
	(2) 課徴金の算定方法	256
	(3) 不当な取引制限規定の準用	257
6	排除型私的独占に対する課徴金の算定方法	257
	(1) 課徴金の賦課対象	257
	(2) 課徴金の算定方法	258
	(3) 不当な取引制限規定の準用	258
7	不公正な取引方法に対する課徴金の算定方法	259
	(1) 共同の取引拒絶	259
	(2) 差別対価	260
	(3) 不当廉売	261
	(4) 再販行為	262
	(5) 優越的地位の濫用	263
	(6) 準用規定	263
8	事業者団体の構成事業者に対する課徴金の算定方法	263
V	課徴金減免制度	264
1	課徴金減免制度の趣旨	264
2	課徴金減免制度の改正	265
3	課徴金の納付免除	265
4	課徴金の減額（調査開始前の報告）	266
5	課徴金の減額（調査開始後の報告）	267

6	報告受理等の手続	268
(1)	減免申請書の受理	268
(2)	報告等の追加依頼	269
7	調査協力制度による課徴金の減額	270
(1)	調査協力制度	270
(2)	報告等事業者との間での合意	270
	〔表12〕 課徴金減免制度・調査協力制度による減免・減算	271
8	課徴金減免の欠格事由	271
9	課徴金賦課の手続	272
(1)	課徴金納付命令の対象事業者	272
(2)	事前の意見聴取手続等	273
VI	確約手続	273
1	確約手続の概要	273
2	確約手続の対象	274
3	確約認定申請の判断	274
4	確約手続に関する相談	275
5	確約手続の流れ	275
	(図6) 確約手続	276
	【確約計画の認定事例】	277
VII	書式例	285
	【書式32】 課徴金の減免に係る報告書(様式第1号)	285
	【書式33】 課徴金の減免に係る報告書(様式第2号)	287
	【書式34】 課徴金の減免に係る報告書(様式第3号)	292
	【書式35】 協議の申出書(様式第4号)	298
	【書式36】 排除措置計画の認定申請書(様式第1号)	299
	【書式37】 排除措置計画の変更認定申請書(様式第2号)	301
	【書式38】 排除確保措置計画の認定申請書(様式第3号)	303
	【書式39】 排除確保措置計画の変更認定申請書(様式第4号)	305

〔波光 巖〕

第8章	知的財産権法違反の罪	307
I	知的財産権の保護強化に関する法改正の動向	307
II	知的財産権をめぐる犯罪	310
III	知的財産権の概要	311
1	特許権	311
2	実用新案権	314
3	意匠権	315
4	商標権	316
5	著作権	317
6	不正競争防止法による規制	319
IV	知的財産権の刑事法的保護	322
1	処罰規定の概要	322
2	工業所有権法の処罰規定	322
3	著作権法の処罰規定	324
4	不正競争防止法の処罰規定（混同惹起行為等）	325
V	知的財産権に関する犯罪の成立要件	326
1	一般的な要件について	326
2	侵害罪の成立要件	327
(1)	侵害の対象たる権利	327
(2)	侵害行為	327
(3)	故意	328
VI	企業の技術情報や顧客情報の漏洩行為に対する処罰	339
1	一般的な要件	339
2	具体的な行為の態様	341
(1)	営業秘密不正取得罪	342
(2)	営業秘密不正取得後使用・開示罪	343
(3)	営業秘密不正領得罪	343
(4)	営業秘密不正領得後使用・開示罪	344
(5)	営業秘密正当取得後不正使用・開示罪	344

(6) 退職者開示申込・受託使用開示罪	344
(7) 二次的取得者による営業秘密取得後使用・開示罪	345
(8) 三次以降取得者による営業秘密取得後使用・開示罪	345
(9) 営業秘密侵害品の譲渡・輸出入罪	345
VII 書式例	345
(1) 著名商品の模倣品を店舗に陳列することが不正競争防止法違反、商標法違反の罪を構成する事例	346
【書式40】 告訴状の書式例	346
(2) 会社の秘密資料を無断で持ち出したことが窃盗罪を構成する事例	356
【書式41】 告訴事実の記載例	356
(3) 営業秘密の開示が不正競争防止法21条1項2号に該当する事例	356
【書式42】 告訴事実の記載例	357
(4) 会社の販売管理部門の職員が、その販売管理システムのUSBメモリを社外に持ち出したことが不正競争防止法21条1項3号イに該当する事例	357
【書式43】 告訴事実の記載例	357
(5) 営業秘密の開示が不正競争防止法21条1項4号に該当する事例	358
【書式44】 告訴事実の記載例	358

〔井窪保彦〕

第9章 会社法違反の罪 359

I 総論	359
1 商法罰則の歴史	359
(1) 商法罰則の誕生と改正	359
(2) 会社法の制定	361

2	会社法罰則の類型	362
(1)	特別背任罪	362
(2)	会社財産を危うくする罪	362
(3)	会社役員らの贈収賄罪	362
(4)	株主等の権利行使に関する贈収賄罪	362
(5)	株主等の権利行使に関する利益供与および受供与に関する罪	362
(6)	株式等の募集・発行・払込みに係る不正行為の罪	363
(7)	電子公告調査機関による業務停止命令違反等の罪	363
3	会社法違反行為の告訴・告発	363
II	各論	365
1	特別背任罪	365
(1)	立法の趣旨・目的	365
(2)	特別背任罪の要件	366
(3)	告訴・告発における留意点	369
2	会社財産を危うくする罪	370
(1)	立法の趣旨・目的	370
(2)	会社財産を危うくする罪の要件	371
3	取締役等の増収賄罪	373
(1)	立法の趣旨・目的	373
(2)	主体	374
(3)	処罰される行為	374
(4)	不正の請託・賄賂性の認識	375
4	株主等の権利の行使に関する贈収賄罪	375
(1)	立法の趣旨・目的	375
(2)	成立要件	375
5	株主等の権利の行使に関する利益供与の罪	376
(1)	立法の趣旨・目的	376
(2)	成立要件	376
(3)	告訴・告発にあたっての留意点	378
6	会社法違反のその他の罪	378

(1) 虚偽文書行使等の罪	378
(2) 預合いの罪	378
(3) 株式の超過発行の罪	379
(4) 業務停止命令違反の罪、虚偽届出の罪	379
Ⅲ 書式例	379
1 特別背任罪	379
【書式45】 告訴状の記載例	380
2 会社財産を危うくする罪（違法配当の事例）	382
【書式46】 告発事実の記載例	382
3 会社財産を危うくする罪（会社の目的の範囲外の投機取引 の事例）	383
【書式47】 告発事実の記載例	383
4 利益要求罪	384
【書式48】 告訴事実の記載例	384
	〔須崎利泰〕
【関連資料】 関係法令一覧	386
1 刑事訴訟法	386
2 刑法	388
3 会社法	391
4 金融商品取引法	397
5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	422
6 破産法	431
7 民事執行法	435
8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	436
9 特許法	441
10 実用新案法	443
11 意匠法	444
12 商標法	446
13 著作権法	447

目 次

14	不正競争防止法	453
15	半導体集積回路の回路配置に関する法律	461
16	種苗法	462
17	関税法	462
	[執筆者一覧]	465